

第44回 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日 ➤ 2020年3月31日

【新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ】

本年度の株主総会につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応として、以下の通りご案内させていただきます。

- 株主様へのお願い
 - ・ご来場を予定されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただきご無理をなされませんようお願いいたします。
 - ・特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご来場を見合わせることもご検討ください。
 - ・書面又はインターネットによる事前議決権行使を是非ご利用ください。（5頁参照）
- ご来場を予定されている株主様へのお願い
 - ・マスクの着用やアルコール消毒液の使用等、感染予防へのご協力をお願いいたします。
 - ・当日、会場にて検温させていただきます、37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場の制限等をさせていただきます。
 - ・株主総会に出席する当社の役員及び係員はマスクを着用させていただきます。
- 株主総会ライブ配信のご案内（当社下記ホームページにてご案内しております。）
 - ・当日の様子は、インターネットによるライブ配信を通じて、ご覧いただけます。
<https://www.r-lease.co.jp/ir/stock/shmeeting.html>

開催
日時

2020年6月24日（水曜日）

午前10時 受付開始 午前9時

開催
場所

ホテル雅叙園東京 3階
「シリウス」

東京都目黒区下目黒1丁目8番1号

会場のホテルは昨年から変更ありませんが、ホテル内の会場が変更になり、階数が2階より3階になっております。お間違いないようご注意ください。

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第8号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

株主様へのお土産のご用意はございません。

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/8566/>



リコーリース株式会社

株主の皆様へ



代表取締役 社長執行役員

中村 徳晴

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
2020年4月1日付で代表取締役社長執行役員を拝命いたしました中村徳晴でございます。このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様やご家族の方々に、謹んでお見舞い申し上げます。

ここに、第44回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2019年におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の影響による海外経済の減速を受け、製造業を中心に厳しい環境となったものの、企業の設備投資は、人手不足を補う省力化や生産性向上に向けた投資を中心に堅調に推移しました。その一方で、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の急速拡大により、国内のみならず世界中が深刻な影響を受けています。

こうした環境下、当社においては、2017年度にスタートした3ヵ年中期経営計画（中計）の最終年度として、中計で定めた事業成長戦略及び組織能力強化戦略のもと、営業資産の積み上げと営業資産利回りの改善を図ってまいりました。各戦略が成果を結び、2019年度決算は、売上高、売上総利益ともに過去最高を更新することができました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による貸倒引当金の計上等により、営業利益、経常利益および親会社に帰属する当期純利益は前年から減少しました。

本年度から、新たな中期経営計画をスタートしました。“循環創造企業へ”というビジョンのもと、持続可能な循環社会の創造を目指し、企業価値を向上させるべく役職員一丸となって邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月

経営理念

経営理念

私達らしい金融サービスで

豊かな未来への架け橋となります。

基本姿勢

1. 誠実な事業活動を通じて
持続可能な地球社会の発展に貢献します。
2. 想定を超えるサービスで
お客さまと未来・社会をつなぎます。
3. 一人ひとりが尊重しあい
楽しくいきいきと働ける環境をつくります。
4. 企業価値の増大により株主の期待に応えます。

目次

第44回定時株主総会招集ご通知……………	3
議決権行使についてのご案内……………	5

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件……………	7
第2号議案 定款一部変更の件……………	8
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）11名選 任の件……………	17
第4号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件……………	29
第5号議案 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件……………	33
第6号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）の報酬額 決定の件……………	35
第7号議案 監査等委員である取締役 の報酬額決定の件……………	35
第8号議案 取締役に対する株式報酬等の 額及び内容決定の件……………	36

招集通知提供書面

事業報告……………	39
1. 企業集団の現況に関する事項……………	39
2. 会社の株式に関する事項……………	53
3. 会社の新株予約権に関する事項……………	53
4. 会社役員に関する事項……………	54
5. 会計監査人に関する事項……………	58
6. 業務の適正を確保するための 体制及び当該体制の運用状況……………	59
＜ご参考＞ コーポレート・ガバナンスに関する 基本的な考え方……………	66

連結計算書類

連結貸借対照表……………	67
連結損益計算書……………	68
連結株主資本等変動計算書……………	69
＜ご参考＞ 連結キャッシュ・フロー計算書（要旨）……………	70

計算書類

貸借対照表……………	71
損益計算書……………	72
株主資本等変動計算書……………	73

監査報告書……………	74
------------	----

証券コード8566
2020年6月5日

株 主 各 位

東京都江東区東雲一丁目7番12号
リコーリース株式会社
代表取締役 中 村 徳 晴
社長執行役員

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月23日（火曜日）午後5時25分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

▶ 株主総会にご出席

同封の議決権行使書用紙を**会場受付へご提出**ください。
当日は、お手数ながら議事資料として本招集ご通知をお持ちください。

▶ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
2020年6月23日（火曜日）午後5時25分までに到着するようにご返送ください。

▶ インターネット等による議決権行使

2020年6月23日（火曜日）午後5時25分までに賛否をご入力ください。

※書面とインターネット等により、二重に議決権行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット等によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

記

1. 日	時	2020年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場	所	東京都目黒区下目黒1丁目8番1号 ホテル雅叙園東京3階 「シリウス」
3. 株主総会の目的事項	報告事項	1. 第44期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役 会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第44期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11 名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の 報酬額決定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 第8号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件
4. 招集にあたっての 決定事項		次頁の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款第16条の定めに従い、以下の当社ホームページに掲載しておりますので、提供書面には記載していません。
したがって、本招集ご通知の提供書面に含まれる連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、監査を行った連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容について、修正をすべき事情が発生した場合には、書面の郵送または以下の当社ウェブサイトにおいて掲載することによりお知らせいたします。

当社ウェブサイト

<https://www.r-lease.co.jp/ir/stock/shmeeting.html>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

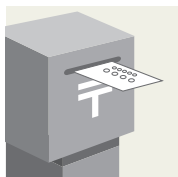
議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)

▶ 株主総会開催日時：2020年6月24日（水曜日）午前10時



郵送（書面）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

▶ 行使期限：2020年6月23日（火曜日）午後5時25分到着分まで



インターネットによる議決権行使

パソコン、スマートフォン等から議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 行使期限：2020年6月23日（火曜日）午後5時25分入力分まで

インターネットによる議決権行使方法のご案内については[次頁](#)をご参照ください。



スマート招集からも議決権行使ウェブサイトにはアクセスいただけます。

<https://p.sokai.jp/8566/>



議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

機関投資家の皆様におかれましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」による方法

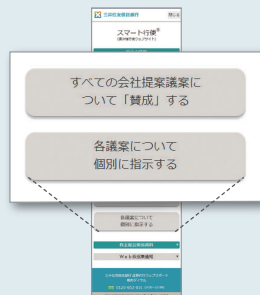
- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コード及びパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。



注意

議決権行使後に行使内容を修正する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトにて議決権行使コード・パスワードをご入力いただきログイン、修正をお願いいたします。

- 2 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

行使期限

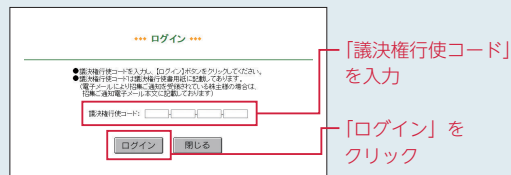
2020年6月23日（火曜日）午後5時25分入力分まで

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

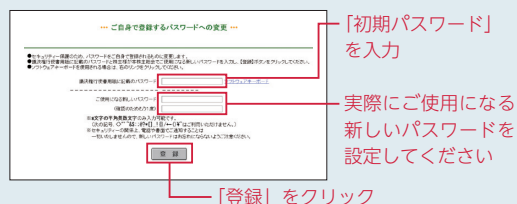
- 1 インターネットによる議決権行使は、パソコンやスマートフォン、携帯電話から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

第 1 号議案 剰余金の処分の件

中長期的に安定した株主還元を基本方針とし、持続的な成長と適正な資本構成及び財務体質の強化を図りながら、着実に株主配当を進めてまいります。

株主還元については、新たな中期経営計画の最終年度（2023年3月期）に配当性向30%とすることを目指しております。

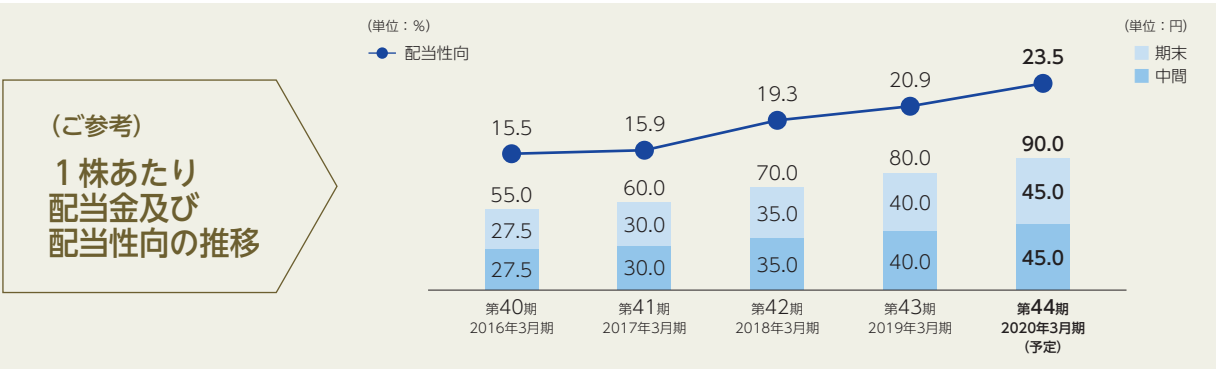
第44期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、上記方針に基づき、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき金45円（配当総額1,387,124,730円）
これにより中間配当金を含めました年間配当金は、前期と比べ10円増配の 1 株につき90円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年 6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の処分に関する事項
別途積立金 8,000,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 8,000,000,000円



第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

- (1) 監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、迅速かつ機動的な経営体制の構築によりコーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、関連する規定の新設、変更及び削除を行うものであります。
- (2) 本店の所在地を本社機能のある千代田区へ変更するものであります。
- (3) 事業推進、コーポレートガバナンス、監督機能の強化等により今まで以上の経営体制の構築を図ることを目的に、有為な人材の登用を可能とするため、取締役の員数を増加するものであります。
- (4) 取締役会における招集手続き、議長選任について柔軟な対応を可能とするため、あらかじめ取締役会で定めた取締役が取締役会を招集し、議長となることができるよう変更を行うものであります。
- (5) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更を行うとともに、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第2条 【条文省略】	第1条～第2条 【現行どおり】
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条	第3条
当社は、本店を東京都江東区に置く。	当社は、本店を東京都千代田区に置く。

現行定款	変更案
(機関の設置) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	(機関の設置) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 【削除】 3. 会計監査人
第5条 【条文省略】	第5条 【現行どおり】
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>12,000万株</u>とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>1億2,000万株</u>とする。
(自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2号の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	(自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
第8条～第9条 【条文省略】	第8条～第9条 【現行どおり】

現行定款	変更案
(単元未満株式の買増し) 第10条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を<u>売渡す</u>ことを請求することができる。 第11条 【条文省略】 (株式取扱規定) 第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。 第3章 株主総会 第13条 【条文省略】 (定時総会の基準日) 第14条 【条文省略】 第15条～第18条 【条文省略】	(単元未満株式の買増し) 第10条 <u>当会社</u>の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を<u>売り渡す</u>ことを請求することができる。 第11条 【現行どおり】 (株式取扱規程) 第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第3章 株主総会 第13条 【現行どおり】 (定時<u>株主</u>総会の基準日) 第14条 【現行どおり】 第15条～第18条 【現行どおり】

現行定款	変更案
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員数) 第19条 当会社に <u>取締役10名以内を置く。</u>	(員数) 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、 <u>12名以内とする。</u>
【新設】	<u>② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法) 第20条 取締役は株主総会において選任する。	(選任方法) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
② 【条文省略】	② 【現行どおり】
③ 【条文省略】	③ 【現行どおり】
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
【新設】	<u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
【新設】	<u>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現行定款	変更案
(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 (取締役会) 第23条 取締役会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 ② 取締役会招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ③ 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 ④ 【条文省略】 ⑤ 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。	(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 (取締役会) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 ② 取締役会招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ③ 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 ④ 【現行どおり】 ⑤ 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

現行定款	変更案
【新設】	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>
第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。	第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
第25条 【条文省略】	第26条 【現行どおり】
第5章 <u>監査役及び監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
<u>(員数)</u> 第26条 <u>当会社に監査役5名以内を置く。</u>	【削除】
<u>(選任)</u> 第27条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	【削除】

現行定款	変更案
<u>(任期)</u> 第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度内の最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	【削除】
<u>(常勤の監査役)</u> 第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	【削除】
<u>(監査役会)</u> 第30条 監査役会招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 ③ 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	【削除】
<u>(報酬等)</u> 第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	【削除】

現行定款	変更案
<u>(監査役の責任限定)</u> 第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</u>	【削除】
【新設】	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第27条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
【新設】	<u>(監査等委員会)</u> 第28条 <u>監査等委員会招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> ③ <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

現行定款	変更案
第6章 計 算	第6章 計 算
(事業年度) 第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	(事業年度) 第29条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
第34条～第36条 【条文省略】	第30条～第32条 【現行どおり】

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役9名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）11名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、取締役会が設置する社外取締役を委員長とする指名報酬委員会で審議の上、取締役会の承認を経て上程しております。

本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	取締役会 出席率	在任年数	代表 取締役	社外取締役候補者の専門性			
					企業経営	法律	財務会計	金融 不動産
1	瀬川 大介 (満65歳)	再任	100%	4年	●	—	—	—
2	中村 徳晴 (満54歳)	再任	100%	1年	●	—	—	—
3	川口 俊 (満57歳)	再任	100%	1年	—	—	—	—
4	佐野 弘純 (満57歳)	再任	92%	1年	—	—	—	—
5	瀬戸 薫 (満72歳)	再任 社外 独立	100%	4年	●	—	—	—
6	二宮 雅也 (満68歳)	再任 社外 独立	100%	2年	●	—	—	●
7	荒川 正子 (満49歳)	再任 社外 独立 女性	100%	1年	—	—	—	●
8	佐藤 慎二 (満60歳)	再任 社外	100%	1年	—	—	●	—
9	戎井 真理 (満59歳)	新任 社外 独立 女性	—	—	—	—	●	—
10	中村 昭 (満59歳)	新任 社外	—	—	—	—	—	●
11	原澤 敦美 (満52歳)	新任 社外 独立 女性	—	—	—	●	—	—

(注) 候補者の年齢は本定時株主総会終結時のものです。

候補者
番号

1 せがわ だいすけ
瀬川 大介 (1954年7月21日生)

再任



所有する当社株式数
13,300株

取締役在任期間
4年

取締役会出席状況
14回／14回(100%)

略歴ならびに当社における地位及び担当

1980年 3 月	株式会社リコー入社	2015年 9 月	同社 コーポレート統括本部副本部長
2004年10月	同社 総合経営企画室長	2016年 4 月	当社 入社
2005年 6 月	同社 執行役員		当社 副社長執行役員
2006年 4 月	同社 経理本部長	2016年 6 月	当社 代表取締役 当社 社長執行役員
2009年 5 月	InfoPrint Solutions Company, LLC CEO	2018年 8 月	株式会社ピーステックラボ 社外取締役（現任）
2013年 6 月	株式会社リコー 常務執行役員	2020年 4 月	当社 代表取締役会長（現任）
2014年 4 月	同社 経営革新本部長		
2015年 4 月	同社 日本統括本部長		

重要な兼職の状況

株式会社ピーステックラボ 社外取締役

取締役選任理由

瀬川大介氏は、代表取締役社長執行役員として、当社グループの経営を担い、豊富な経験に基づき、中期経営計画の策定及び計画の遂行に強いリーダーシップを発揮し、企業価値向上に努めて参りました。また、本年4月1日からは、代表取締役会長として、新たな執行体制をサポートする役割を担っております。これらのことから、社長経験者として、新社長を支え、新たな執行体制をサポートするために必要な人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものです。

候補者と特定関係事業者との事実関係

株式会社リコーは、当社の特定関係事業者であります。現在又は過去5年間における同氏の当該会社及び当該会社の子会社における地位及び担当は略歴に記載のとおりであります。

特別の利害関係

・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

その他取締役候補者に関する特記事項

・同氏の所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。

候補者
番 号

2 なかむら とくはる
中村 徳晴 (1965年 8 月 3 日生)

再 任



所有する当社株式数
520株

取締役在任期間
1 年

取締役会出席状況
12回／12回(100%)

略歴ならびに当社における地位及び担当

1994年 1 月	当社 入社	2014年 4 月	当社 営業本部 関西支社長
2004年11月	当社 経営企画室長	2017年 4 月	当社 事業戦略本部長
2005年12月	テクノレント株式会社 取締役 同社 執行役員	2018年 4 月	当社 常務執行役員
2008年 4 月	当社 総合戦略室長	2019年 4 月	当社 業務統括本部長
2009年 4 月	当社 理事 当社 総合経営企画本部 副本部長	2019年 6 月	当社 取締役
2011年10月	当社 業務本部 業務統括部長	2020年 4 月	当社 代表取締役 (現任) 当社 社長執行役員 (現任)
2013年 4 月	当社 執行役員		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役選任理由

中村徳晴氏は、当社グループにおいて、新規ビジネスの企画・推進、経営戦略、業務プロセス及び基盤事業の重要なポジションを歴任し、豊富な経験と高い見識を有しております。また、本年4月1日からは、代表取締役社長執行役員として、リコーリースグループの経営を担っております。これらのことから、当社グループの更なる企業価値向上を実現させるために適任と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものです。

特別の利害関係

・同氏と当社間に特別の利害関係はありません。

その他取締役候補者に関する特記事項

- ・同氏の取締役会出席状況は、就任日（2019年6月19日）以降の状況を記載しております。
- ・同氏の所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。

候補者
番号

3 かわぐち たかし
川口 俊 (1963年1月29日生)

再任



所有する当社株式数
一株

取締役在任期間
1年

取締役会出席状況
12回／12回(100%)

略歴ならびに当社における地位及び担当

1986年 3 月	株式会社リコー 入社	2018年 4 月	同社 経理法務本部 財務部長
2004年 6 月	当社 社外監査役		同社 CEO室長
2004年 7 月	株式会社リコー 経理本部 経理部長	2018年10月	当社 入社
2007年 5 月	InfoPrint Solutions Company, LLC CFO		当社 執行役員
2010年 8 月	Ricoh Americas Holdings, Inc. Senior Vice President		当社 経営管理本部長 (現任)
2015年10月	株式会社リコー コーポレート統括本部 グローバルキャピタルマネジメントサポートセンター 部長	2019年 1 月	当社 内部統制担当
		2019年 4 月	当社 常務執行役員
		2019年 6 月	当社 本社統括本部長
		2020年 4 月	当社 取締役 (現任)
			当社 専務執行役員 (現任)
			当社 本社担当 (現任)

重要な兼職の状況
重要な兼職はありません。

取締役選任理由
川口俊氏は、大手事務・精密機器メーカー及び当該海外子会社における、経理・財務、経営企画のマネジメントを通じた豊富な経験と高い実績及びこれらに基づく高い見識を有しております。現在は、当社専務執行役員として、経営管理全般を統括しております。これらの豊富な経験や知見を活かし、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き当社取締役として選任をお願いするものです。

候補者と特定関係事業者との事実関係
株式会社リコーは、当社の特定関係事業者であります。現在又は過去5年間における同氏の当該会社及び当該会社の子会社における地位及び担当は略歴に記載のとおりであります。

特別の利害関係
・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

その他取締役候補者に関する特記事項
・同氏の取締役会出席状況は、就任日（2019年6月19日）以降の状況を記載しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

4 ^{さのひろずみ} 佐野 弘純 (1963年 5月14日生)

再任



所有する当社株式数
930株

取締役在任期間
1年

取締役会出席状況
11回／12回(92%)

略歴ならびに当社における地位及び担当

1987年 3 月	当社 入社	2018年 4 月	当社 常務執行役員（現任） 当社 FFPR推進本部長
2003年 4 月	当社 経営企画室長 当社 営業本部 営業支援部長	2019年 4 月	当社 CS-Hub企画本部長 当社 営業統括本部長
2004年11月	当社 関西事業部 副事業部長		当社 営業統括本部 事業戦略本部長
2006年10月	当社 支社事業部 中国四国営業部長		当社 営業統括本部 エリア営業本部長
2010年10月	当社 営業本部 関西支社長	2019年 6 月	当社 取締役（現任）
2014年 4 月	当社 執行役員 当社 業務本部 業務統括部長	2020年 4 月	当社 営業担当（現任）
2015年 4 月	当社 業務本部 副本部長		
2016年 4 月	当社 業務本部長		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役選任理由

佐野弘純氏は、当社において、営業部門の重要なポジションやビジネスモデルを支える業務プロセスの責任者を歴任し、豊富な経験と高い見識を有しております。現在は、常務執行役員として、営業全般を統括しています。これらの豊富な経験や知見を活かし、事業成長戦略を通じて、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き当社取締役として選任をお願いするものです。

特別の利害関係

・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

その他取締役候補者に関する特記事項

- ・同氏の取締役会出席状況は、就任日（2019年6月19日）以降の状況を記載しております。
- ・同氏の所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。

候補者
番号

5 瀬戸

かおる
薫

(1947年11月16日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式数
一株

取締役在任期間
4年

取締役会出席状況
14回／14回(100%)

略歴ならびに当社における地位及び担当

1970年 4 月	大和運輸株式会社 (のちにヤマト運輸株式会社に 商号変更、現 ヤマトホールディ ングス株式会社) 入社	2016年 6 月	当社 社外取締役 (現任) ヤマトホールディングス株式会社 相談役
1999年 6 月	ヤマト運輸株式会社 取締役	2018年 6 月	日本電気株式会社 社外取締役 (現任) ヤマトホールディングス株式会社 特別顧問 (現任)
2004年 6 月	同社 取締役常務執行役員		
2006年 6 月	ヤマトホールディングス株式会社 代表取締役 社長執行役員		
2011年 4 月	同社 代表取締役会長		
2015年 4 月	同社 取締役相談役		

重要な兼職の状況

ヤマトホールディングス株式会社 特別顧問
日本電気株式会社 社外取締役

社外取締役選任理由

瀬戸薫氏は、大手運輸会社の経営者としての豊富な経験により、企業経営にかかる幅広い知識と高い見識を備えております。また、社外取締役として、これらの経験・見識に基づく、積極的な意見・提言を通じ、業務執行を適切に監督いただいているとともに、指名報酬委員として、当社取締役の指名、後継者計画等及び当社取締役報酬の公正・透明な検討決定に貢献いただいております。これらの実績を踏まえ、当社社外取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。

独立性について

・同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準（34頁）により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

責任限定契約

当社は、同氏との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が再任され就任した場合には、当該契約の効力は継続いたします。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

その他取締役候補者に関する特記事項

・同氏は、社外取締役の候補者であります。

候補者
番号

6 ふたみや まさや
二宮 雅也 (1952年2月25日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式数
一株

取締役在任期間
2年

取締役会出席状況
14回／14回(100%)

略歴ならびに当社における地位及び担当

1974年 4 月	日本火災海上保険株式会社 入社	2015年 4 月	同社 代表取締役会長
2005年 6 月	日本興亜損害保険株式会社 取締役常務執行役員	2015年 6 月	同社 取締役会長
2009年 6 月	同社 代表取締役専務執行役員	2016年 4 月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (注2) 代表取締役会長
2011年 6 月	同社 代表取締役社長社長執行役員 NKSJホールディングス株式会社 (注1) 取締役	2018年 4 月	同社 取締役会長 (現任)
2012年 4 月	同社 代表取締役会長会長執行役員	2018年 6 月	当社 社外取締役 (現任)
2014年 9 月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (注2) 代表取締役社長社長執行役員 損害保険ジャパン日本興亜ホール ディングス株式会社(注1) 代表取締役会長会長執行役員	2018年 7 月	一般財団法人日本民間公益活動 連携機構 理事長 (現任) (注1)現 SOMPOホールディングス株式会社 (注2)現 損害保険ジャパン株式会社

重要な兼職の状況

損害保険ジャパン株式会社 取締役会長
一般財団法人日本民間公益活動連携機構 理事長

社外取締役選任理由

二宮雅也氏は、大手保険会社の経営者としての豊富な経験により、企業経営にかかる幅広い知識と高い見識を備えております。また、社外取締役として、これらの経験・見識に基づく、積極的な意見・提言を通じ、業務執行を適切に監督いただいているとともに、指名報酬委員として、当社取締役の指名、後継者計画等及び当社取締役報酬の公正・透明な検討決定に貢献いただいております。これらの実績を踏まえ、当社社外取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。

独立性について

・同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準（34頁）により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

・同氏と当社の間に特別の利害関係はありません。

責任限定契約

当社は、同氏との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が再任され就任した場合には、当該契約の効力は継続いたします。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

その他取締役候補者に関する特記事項

・同氏は、社外取締役の候補者であります。

候補者
番号

7 あらかわ まさこ
荒川 正子

(1971年1月1日生)

再任

社外

独立

女性



所有する当社株式数
一株
取締役在任期間
1年
取締役会出席状況
12回／12回(100%)

略歴ならびに当社における地位及び担当

1993年 4 月	株式会社長銀総合研究所 入社 (現 株式会社価値総合研究所)	2013年 1 月	街アセットマネジメント株式会 社 代表取締役
2000年 2 月	不動産鑑定士登録	2016年 9 月	株式会社ウィズダムアカデミー 社外取締役
2006年 3 月	ドイツ銀行 東京支店 不動産ファ イナンス部 Vice President	2017年 5 月	株式会社ジーフット 社外取締役 (現任)
2010年 7 月	シービーアールイー株式会社 新規事業開発室 Executive Director	2018年 2 月	一般社団法人実践コーポレートガ バナンス研究会 理事 (現任)
2012年10月	株式会社エーエムシーアドバイザ ーズ 代表取締役 (現任)	2019年 6 月	当社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社エーエムシーアドバイザーズ 代表取締役
株式会社ジーフット 社外取締役

社外取締役選任理由

荒川正子氏は、長年の不動産ビジネスで培われた豊富な経験と高い専門性、上場会社の社外役員の経験や一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会での活動により、コーポレートガバナンスについての高い見識を備えております。また、社外取締役として、これらの経験・見識に基づく、積極的な意見・提言を通じ、業務執行を適切に監督いただいているとともに、指名報酬委員として、当社取締役の指名、後継者計画等及び当社取締役報酬の公正・透明な検討決定に貢献いただいております。これらの実績を踏まえ、当社社外取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。

独立性について

・同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準（34頁）により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

責任限定契約

当社は、同氏との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が再任され就任した場合には、当該契約の効力は継続いたします。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

その他取締役候補者に関する特記事項

・同氏は、社外取締役の候補者であります。
・同氏の取締役会出席状況は、就任日（2019年6月19日）以降の状況を記載しております。

候補者
番号

8 佐藤 慎二

(1960年 5月 2日生)

再任

社外



所有する当社株式数
一株
取締役在任期間
1年
取締役会出席状況
12回／12回(100%)

略歴ならびに当社における地位及び担当

1983年 4月	三井物産株式会社 入社	2017年12月	株式会社リコー 入社 同社 顧問
2010年 5月	三井物産フィナンシャルマネジ メント株式会社 代表取締役社長	2018年 4月	同社 執行役員 (現任) 経理法務本部 本部長 Ricoh Americas Holdings, Inc. 社長 (現任)
2012年 4月	三井物産株式会社 アジア・大洋州 本部 CFO アジア・大洋州三井物産株式会社 Senior Vice President	2019年 6月	当社 取締役 (現任)
2015年 4月	三井物産株式会社 内部監査部 検査役	2020年 4月	株式会社リコー 経理本部 本部長 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社リコー 執行役員 経理本部 本部長
Ricoh Americas Holdings, Inc. 社長

社外取締役選任理由

佐藤慎二氏は、大手総合商社、事務・精密機器メーカー及び当該海外子会社における、経理・財務、経営全般の豊富な経験と高い実績及びこれらに基づく高い見識を有しております。また、これらの経験・見識に基づく、積極的な意見・提言を通じ、業務執行を適切に監督いただいております。当社社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。なお、本年4月23日付で、株式会社リコーが当社株式をみずほリース株式会社に一部譲渡したことにより、同社は当社の親会社から主要株主である筆頭株主その他の関係会社へ異動になっております。

候補者と特定関係事業者との事実関係

株式会社リコーは、当社の特定関係事業者であります。現在又は過去5年間に於ける同氏の当該会社及び当該会社の子会社における地位及び担当は略歴に記載のとおりであります。

特別の利害関係

・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

責任限定契約

同氏が取締役就任した場合には、当社は、同氏との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

その他取締役候補者に関する特記事項

- ・同氏は、社外取締役の候補者であります。
- ・同氏の取締役会出席状況は、就任日（2019年6月19日）以降の状況を記載しております。

候補者番号

9

えびすい まり

戎井 真理 (1960年10月8日生)

新任

社外

独立

女性



所有する当社株式数
一株

取締役在任期間
一年

取締役会出席状況
一

略歴ならびに当社における地位及び担当

1985年 4 月	味の素ゼネラルフーズ株式会社 (現 味の素AGF株式会社) 入社	2008年 4 月	公認不正検査士 (CFE) 登録
1997年11月	米国公認会計士合格	2016年 6 月	一般社団法人 JAPAN Society of U.S. CPAs 理事 (現任)
1998年 3 月	KPMGピートマーウィック 東京事務所 (現 KPMG税理士法人) 入所		
2001年 7 月	有限会社戎井会計コンサルティング 代表取締役 (現任) 米国公認会計士 (USCPA) イリノイ州登録		
2006年11月	米国公認会計士 (USCPA) ワシントン州登録		

重要な兼職の状況

有限会社戎井会計コンサルティング 代表取締役
一般社団法人 JAPAN Society of U.S. CPAs 理事

社外取締役選任理由

戎井真理氏は、米国公認会計士として培われたグローバルな視野に立った会計に対する豊富な経験と高い見識を備えており、また、公認不正検査士として、企業の内部統制・経営倫理についても知見を有していることから、当社社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。

独立性について

・同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準（34頁）により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

責任限定契約

同氏が取締役就任した場合には、当社は、同氏との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

その他取締役候補者に関する特記事項

・同氏は、社外取締役の候補者であります。

候補者
番号
10
なかむら
あきら
中村 昭 (1960年11月11日生)

新任

社外



所有する当社株式数
一株
取締役在任期間
一年
取締役会出席状況
一

略歴ならびに当社における地位及び担当

1985年 4 月	株式会社日本興業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入社	2018年 4 月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役専務
2013年 4 月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役員 同社 大企業法人業務部長 株式会社みずほ銀行 執行役員 同社 大企業法人業務部長		同社 大企業・金融・公共法人カンパニー長 株式会社みずほ銀行 専務執行役員
2015年 4 月	みずほ証券株式会社 常務執行役員 同社 テレコム・メディア・テクノロジーグループ長	2019年 4 月	同社 副頭取執行役員 同社 大企業・金融・公共法人部門長
2016年 4 月	同社 投資銀行部門営業担当役員 株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員 同社 大企業・金融・公共法人カンパニー特定業務担当役員 株式会社みずほ銀行 常務執行役員 同社 大企業・金融・公共法人部門共同部門長	2020年 4 月	みずほリース株式会社 取締役執行役員 (現任) 同社 CRO、リスクマネジメント統括部担当 (現任)

重要な兼職の状況

みずほリース株式会社 副社長執行役員兼CRO、リスクマネジメント統括部担当

社外取締役選任理由

中村昭氏は、大手銀行・証券会社等金融機関における経営層としての豊富な経験と高い実績及びこれらに基づく金融業界に関する幅広い知識と高い見識を有していることから、当社社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。

特別の利害関係

・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。なお、みずほリース株式会社は当社の主要株主になりません。

責任限定契約

同氏が取締役役に就任した場合には、当社は、同氏との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

その他取締役候補者に関する特記事項

・同氏は、社外取締役の候補者であります。

候補者
番号

11 はらさわ あつみ
原澤 敦美 (1967年 8月28日生)

新任

社外

独立

女性



所有する当社株式数
一株

取締役在任期間
一年

取締役会出席状況
一

略歴ならびに当社における地位及び担当

1992年 4 月	日本航空株式会社 入社	2018年 4 月	ローソンバンク設立準備株式会社 (現 株式会社ローソン銀行) 社外監査役 (現任)
2009年12月	東京弁護士会登録 ゾンデルホフ&アインゼル法律特 許事務所 入所	2019年 6 月	川崎汽船株式会社 社外監査役 (現任)
2014年 6 月	デジタルアーツ株式会社 入社		
2015年 4 月	山崎法律特許事務所 入所		
2016年11月	五十嵐・渡辺・江坂法律事務所 入所		

重要な兼職の状況

弁護士
株式会社ローソン銀行 社外監査役
川崎汽船株式会社 社外監査役

社外取締役選任理由

原澤敦美氏は、弁護士として培われた専門的な経験と知識や上場会社の社外役員としての経験と見識を備えており、当社社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。なお、同氏は社外役員になる以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

独立性について

・同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準（34頁）により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

責任限定契約

同氏が取締役就任した場合には、当社は、同氏との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

その他取締役候補者に関する特記事項

・同氏は、社外取締役の候補者であります。

第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

第 2 号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）3 名の選任をお願いいたします。

本議案は、取締役会が設置する社外取締役を委員長とする指名報酬委員会で審議の上、取締役会の承認を経て上程しております。

本議案の決議は、第 2 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名			取締役会 出席率	監査役会 出席率	当社における地位		
1	いしぐろ かずや 石黒 一也	(満58歳)	新任	93%	100%	常勤監査役		
2	とくみね かずひこ 徳嶺 和彦	(満62歳)	新任	社外	独立	100%	100%	社外監査役
3	かわしま ときお 川島 時夫	(満61歳)	新任	社外	独立	—	—	—

候補者
番号

1 いしぐろ かずや
石黒 一也 (1961年11月25日生)

新任



略歴ならびに当社における地位及び担当

1985年 3 月	株式会社リコー入社	2014年 6 月	当社 常勤監査役（現任）
2008年10月	リコー中国株式会社（現 リコー・ジャパン株式会社）取締役 同社 執行役員 同社 経営企画室長		テクノレント株式会社 監査役（現任）
2011年 4 月	株式会社リコー 経理本部 財務部長		
2014年 4 月	当社入社 当社理事		

重要な兼職の状況

テクノレント株式会社 監査役

所有する当社株式数

200株

取締役在任期間

一年

取締役会出席状況

13回／14回(93%)

監査役在任期間

6年

監査役会出席状況

19回／19回(100%)

監査等委員である取締役選任理由

石黒一也氏は、大手事務・精密機器メーカーにおける事業経営全般に渡る豊富な経験及びこれらに基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また、当社常勤監査役としての職務を適切に遂行していることから、監査等委員である取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。

責任限定契約

同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は、同氏との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

候補者と特定関係事業者との事実関係

株式会社リコーは、当社の特定関係事業者であります。現在又は過去5年間における同氏の当該会社及び当該会社の子会社における地位及び担当は略歴に記載のとおりであります。

特別の利害関係

・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

その他取締役候補者に関する特記事項

・同氏の所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。

候補者
番号

2 とくみね かずひこ
徳嶺 和彦 (1958年1月11日生)

新任

社外

独立



略歴ならびに当社における地位及び担当

1993年 4 月	東京弁護士会登録	2016年 6 月	当社 社外監査役（現任）
1996年 4 月	徳嶺法律事務所開設	2019年 7 月	田口・徳嶺法律事務所開設
2009年 4 月	アサヒホールディングス株式会社 社外監査役		
2015年 6 月	同社 社外取締役（監査等委員）		

重要な兼職の状況

弁護士

監査等委員である社外取締役選任理由

徳嶺和彦氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる弁護士としての経験や上場会社の社外役員としての経験と見識を備え、また、当社社外監査役として、会社から独立して、専門的見地から公正で客観的な監査を行っており、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。なお、同氏は、社外役員となる以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

独立性について

・同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準（34頁）により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏の選任が承認された場合には、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。

特別の利害関係

・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

責任限定契約

同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は、同氏との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

その他監査等委員である取締役候補者に関する特記事項

・同氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。
・同氏の所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。

所有する当社株式数
300株
取締役在任期間
一年
取締役会出席状況
14回／14回(100%)
社外監査役在任期間
4年
監査役会出席状況
19回／19回(100%)

候補者
番号

3 かわしま とき お
川島 時夫 (1959年1月22日生)

新任

社外

独立



所有する当社株式数
一株

取締役在任期間
一年

取締役会出席状況
一

監査役在任期間
一年

監査役会出席状況
一

略歴ならびに当社における地位及び担当

1982年 4 月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入社	2019年 6 月	株式会社共立メンテナンス 社外取締役（監査等委員）（現任）
2008年 9 月	同社 ドイツ総支配人 同社 デュッセルドルフ支店長 BTMU Lease (Deutschland) GmbH（現 MUFG Europe Lease (Deutschland) GmbH）社長	2019年 6 月	ディーティーホールディングス株式会社 社外監査役（現任）
2011年 4 月	オムロン株式会社 入社		
2011年 6 月	同社 常勤監査役		

重要な兼職の状況

株式会社共立メンテナンス 社外取締役（監査等委員）
ディーティーホールディングス株式会社 社外監査役

監査等委員である社外取締役選任理由

川島時夫氏は、大手金融機関での長年の勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、上場会社の常勤監査役を務める等、豊富な経験と高い見識を有しており、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。

独立性について

・同氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準（34頁）により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏の選任が承認された場合には、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。

特別の利害関係

・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

責任限定契約

同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は、同氏との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

その他監査等委員である取締役候補者に関する特記事項

・同氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、取締役会が設置する社外取締役を委員長とする指名報酬委員会で審議の上、取締役会の承認を経て上程しております。

本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

ど い しんいちろう
土居 伸一郎 (1961年11月2日生)

社外

独立



略歴ならびに当社における地位及び担当

1990年 4 月	東京外語ビジネス専門学校 外部講師	2009年 9 月	東京弁護士会登録
2004年 4 月	東京都立大学法科大学院入学		小林法律事務所入所
2006年 3 月	東京都立大学法科大学院卒業	2014年 8 月	コスモ法律会計事務所開設
2007年 9 月	司法試験合格		

重要な兼職の状況

弁護士

補欠の監査等委員である社外取締役選任理由

土居伸一郎氏は、弁護士としての経験と専門的な知識を有し、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものです。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

独立性について

・土居伸一郎氏は、現在及び過去において当社に勤務した経験はなく、当社と同氏及び同氏が開設したコスモ法律会計事務所との間に取引関係もありません。従って、当社は当社の定める社外役員の独立性判断基準（34頁）により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏の選任が承認され、かつ、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出る予定です。

特別の利害関係

・同氏と当社の間に特別の利害関係はありません。

責任限定契約

同氏の選任が承認され、かつ、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は、同氏との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

その他補欠の監査等委員である取締役候補者に関する特記事項

・同氏は、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。

所有する当社株式数
一株
監査役在任期間
一年
取締役会出席状況
一
監査役会出席状況
一

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）又は社外役員候補者が、次の各項目の何れにも該当しない場合に独立性を有していると判断します。

- ・ 現在及び過去10年間に於いて、当社または関連会社の業務執行者
- ・ 現在及び過去3年間に於いて、当社の主要な取引先（相互の連結売上高の2%以上）、またはその業務執行者
- ・ 現在及び過去3年間に於いて、当社から役員報酬以外に多額（年間10百万円以上）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ・ 現在に於いて、当社の主要株主（10%以上の議決権を直接または間接に保有している者）、またはその業務執行者
- ・ 当社から多額（年間10百万円以上）の寄付を受けている者、またはその業務執行者
- ・ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年6月19日開催の第43回定時株主総会において年額260百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額280百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、取締役会が設置する社外取締役を委員長とする指名報酬委員会で審議の上、取締役会の承認を経て上程しております。

現在の取締役は9名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名（うち社外取締役7名）となります。

本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額60百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、取締役会が設置する社外取締役を委員長とする指名報酬委員会で審議の上、取締役会の承認を経て上程しております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第8号議案

取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社は、2019年6月19日開催の第43回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入についてご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行することから現在の取締役（社外取締役を除く。）に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、本制度に基づく報酬枠をあらためて設定することとさせていただきたいと存じます。

なお、この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬の内容は、2019年6月19日開催の第43回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると考えております。

本議案は、取締役会が設置する社外取締役を委員長とする指名報酬委員会で審議の上、取締役会の承認を経て上程しております。

現時点において本制度の対象となる取締役の員数は5名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除いた取締役。以下「取締役」という。）の員数は4名となります。

本議案の決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定した信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
② 対象期間	2020年3月31日に終了する事業年度から 2024年3月31日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金300百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり30,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は2019年8月15日から2024年8月末日までの約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金300百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定しております。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法により、取得しております。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入しており、同制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて本信託に信託しております。

なお、対象期間満了の都度、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い、本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含む。以下同様。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金60百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時ににおいて、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり30,000ポイントを上限とします。

なお、当初対象期間における業績目標の達成度を評価する指標は、連結営業利益等としております。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時ににおいて所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期における当社グループの事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の影響による海外経済の減速を受け、製造業を中心に厳しい環境となったものの、企業の設備投資は、人手不足を補う省力化や生産性向上に向けた投資を中心に堅調に推移しました。その一方で、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の急速拡大により、国内のみならず世界中が深刻な影響を受けており、先行きは不透明な状況が続くものと見込まれます。

リース業界において、2019年度のリース取扱高は、前期比6.2%増加の5兆2,983億円となりました。

(公益社団法人リース事業協会統計)

このような状況のなか、当社グループにおいては、2017年度よりスタートさせた3カ年中期経営計画（中計）の最終年度として、中計で定めた事業成長戦略及び組織能力強化戦略を遂行してまいりました。事業成長戦略のもと、既存事業領域に対する営業強化に加えて新規事業領域の拡大や新サービスの開発を進めると同時に、組織能力強化戦略では更なる成長に向けた基盤作りのための人員とITインフラの強化を推進してまいりました。

好調な契約獲得による取扱高の増加に加えて太陽光発電事業などへの事業投資も積極的に取り組み、当連結会計年度における営業資産残高は、前年に引き続き大幅に増加しました。

その結果、売上高及び売上総利益は増加しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による貸倒引当金を計上したこと等により、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも減少しました。

	第43期 (2019年3月期)	第44期 (2020年3月期)	増減	
	金額 (億円)	金額 (億円)	金額 (億円)	増減率
売上高	3,139	3,322	+182	+5.8%
営業利益	172	170	△2	△1.5%
親会社株主に帰属する当期純利益	119	118	△1	△1.0%
取扱高合計	4,221	4,752	+531	+12.6%
営業資産期末残高	8,972	9,944	+972	+10.8%

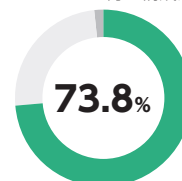
当期における報告セグメント別の概況は次のとおりです。



売上高 3,201 億円 (前期比 5.6%増)

セグメント利益 137 億円 (前期比 4.7%減)

セグメント利益構成比



主な事業内容

事務用機器・情報関連機器、医療機器、産業工作機械、計測器等のファイナンス・リース、オペレーティング・リース及び割賦・クレジット（リース取引の満了・中途解約に伴う物件売却等を含む）



複写機／複合機



デジタル印刷機



プリンター



LED照明



事務用機器・
情報関連機器



医療機器



産業工作機械



商業用・サービス
業用機器



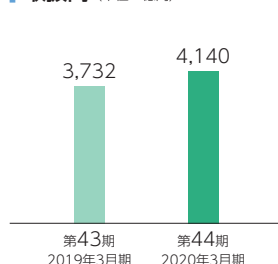
車両・輸送用機器



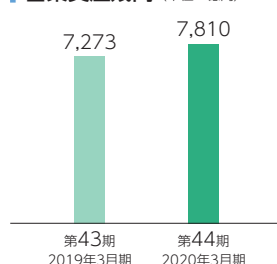
環境関連機器

リース・割賦事業は、収益性重視の方針のもと、新規契約獲得利回りを改善させつつ営業資産を増加させました。パソコンのOSマイグレーションによる需要や消費増税前の駆け込み需要の後押しもあり、取扱高と営業資産は増加しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による貸倒引当金等が増加しました。その結果、売上高は増加しましたが、セグメント利益は減少しました。

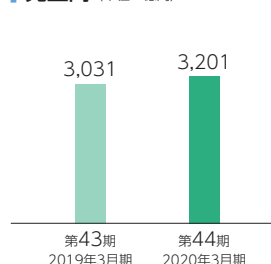
取扱高 (単位: 億円)



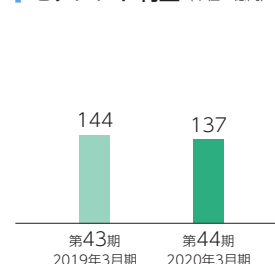
営業資産残高 (単位: 億円)



売上高 (単位: 億円)



セグメント利益 (単位: 億円)

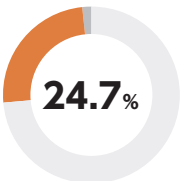




売上高 94億円 (前期比 14.0%増)

セグメント利益 46億円 (前期比 25.5%増)

セグメント利益構成比



主な事業内容

法人向け融資・業界特化型融資・住宅ローン・マンションローン等の貸付、請求書発行・売掛金回収等の代行サービス、医療・介護報酬ファクタリングサービス及び住宅賃貸事業等



集金代行サービス



医療・介護報酬
ファクタリングサービス



カード事業

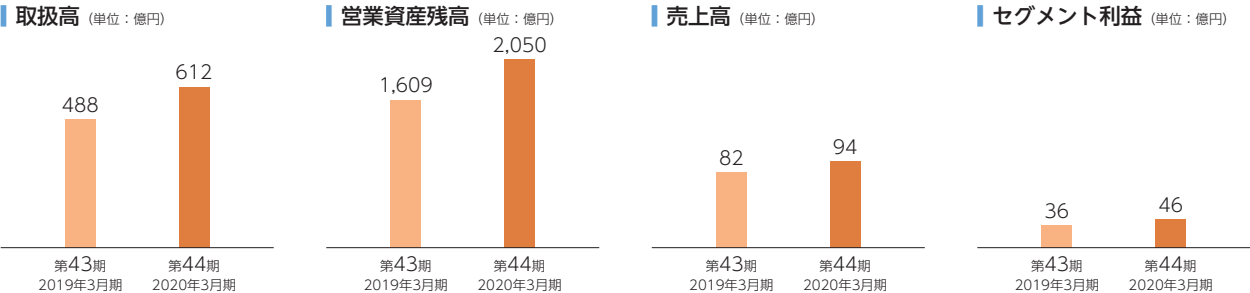


法人向け融資



住宅賃貸

金融サービス事業は、融資や住宅賃貸事業による営業資産の積み上げを進めました。また、集金代行サービスや医療・介護報酬ファクタリングサービスが順調に推移していることから受取手数料も増加しました。その結果、売上高、セグメント利益ともに増加しました。



報告セグメントに含まれない「その他」を加えた全体の概況は以下のとおりです。

【セグメント別売上高及びセグメント利益】

(単位：百万円)

	売上高			セグメント利益		
	第43期 (2019年3月期)	第44期 (2020年3月期)	増減	第43期 (2019年3月期)	第44期 (2020年3月期)	増減
リース・割賦	303,148	320,115	16,967	14,447	13,765	△681
金融サービス	8,282	9,439	1,156	3,672	4,609	936
報告セグメント計	311,431	329,554	18,123	18,119	18,374	255
その他	2,525	2,701	175	171	275	103
合 計	313,957	332,256	18,299	18,291	18,650	359

【セグメント別営業取扱高】

(単位：百万円)

	第43期 (2019年3月期)	第44期 (2020年3月期)	増減
(ファイナンス・リース)	266,831	294,933	28,102
(オペレーティング・リース)	20,276	17,371	△2,904
(割賦)	86,163	101,752	15,589
リース・割賦	373,270	414,057	40,786
金融サービス	48,880	61,241	12,360
報告セグメント計	422,151	475,298	53,147
その他	—	—	—
合 計	422,151	475,298	53,147

【セグメント別営業資産残高】

(単位：百万円)

	第43期 (2019年3月期)	第44期 (2020年3月期)	増減
(ファイナンス・リース)	565,113	597,534	32,420
(オペレーティング・リース)	29,058	30,596	1,537
(割賦)	133,163	152,926	19,763
リース・割賦	727,335	781,056	53,721
金融サービス	160,904	205,088	44,183
報告セグメント計	888,240	986,145	97,904
その他	8,969	8,313	△656
合 計	897,210	994,458	97,248

- (注) 1. 「その他」の事業は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、計測・校正・機器点検等の受託技術サービス及びリコーグループ内での融資、ファクタリング、国内キャッシュ・マネジメント・システムの運営、及び太陽光発電施設の運営等を含んでおります。
2. 割賦は、割賦債権から割賦未実現利益を控除した数値で記載しています。

【財務目標】

当社では、中期経営計画の最終年度である2020年3月期におきまして、以下の財務目標を目指してまいりました。

本中計期間では、事業成長を目的としているため、稼ぐ力を表す「営業利益」とストックビジネスの将来の利益の源泉である「営業資産残高」を目標としました。

本中計策定時のそれぞれの目標は以下の通りです。

- イ. 営業利益 183億円
- ロ. 営業資産残高（リース債権流動化控除前） 9,000億円

また、投下資本全体の運用効率・収益性を測る指標である「ROA」を中期的目標として、以下を目指してまいりました。

- ハ. ROA（総資産当期純利益率） 1.30%

財務目標	第43期 (2019年3月期)	第44期 (2020年3月期)	増減
営業利益	172億円	170億円	△2億円
営業資産残高（リース債権流動化控除前）	9,219億円	10,191億円	+972億円
ROA（総資産当期純利益率）	1.19%	1.08%	△0.11ポイント

② 設備投資等の状況

当期に実施しました設備投資等の総額は4,291億円で、その主なものは次のとおりです。

イ. リース・割賦事業における資産の購入等	3,578億円
ロ. 金融サービス事業における融資実行額	612億円
ハ. 社用資産における設備投資	101億円
(各事業の強化及び太陽光発電関連の資産等)	

③ 資金調達の状況

当期の有利子負債残高は、前期末に比べ1,043億円増加し、8,595億円となりました。

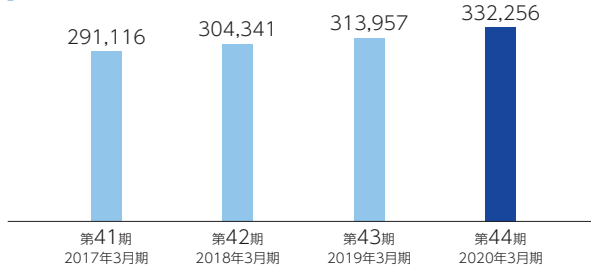
当期においては、1年内返済予定を含めた長期借入金は634億円増加、短期借入金は460億円減少、コマーシャル・ペーパーは170億円の増加となりました。当期に開始した債権流動化による資金調達で発生した、債権流動化に伴う支払債務は400億円となっております。また、1年内償還予定を含めた社債は300億円の増加となりました。

なお、必要資金の確保と運転資金の効率的な調達を行うため、総額1,385億円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。

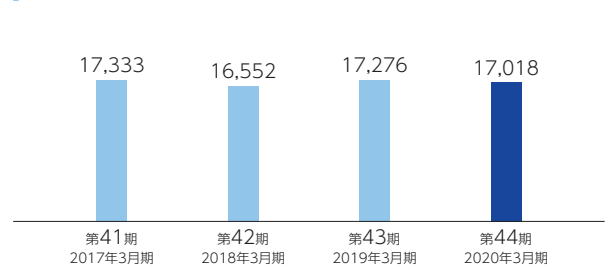
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

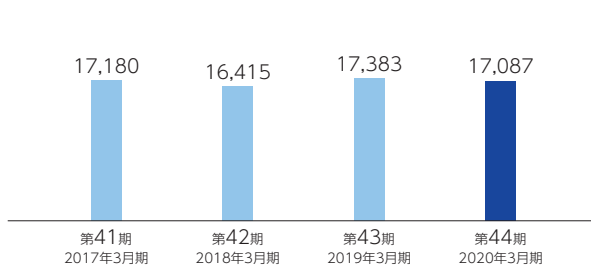
■ 連結売上高 (単位：百万円)



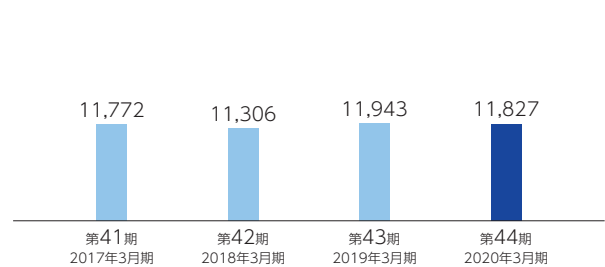
■ 連結営業利益 (単位：百万円)



■ 連結経常利益 (単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

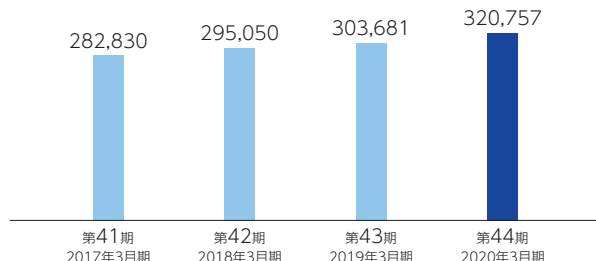


区 分		第41期 2017年3月期	第42期 2018年3月期	第43期 2019年3月期	第44期 2020年3月期
連結売上高	(百万円)	291,116	304,341	313,957	332,256
連結営業利益	(百万円)	17,333	16,552	17,276	17,018
連結経常利益	(百万円)	17,180	16,415	17,383	17,087
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	11,772	11,306	11,943	11,827
連結1株当たり当期純利益	(円)	377.12	362.19	382.60	382.80
連結総資産	(百万円)	918,659	968,950	1,040,678	1,150,734
連結純資産	(百万円)	155,998	165,890	174,449	181,675
連結1株当たり純資産	(円)	4,975.38	5,288.85	5,588.38	5,893.78

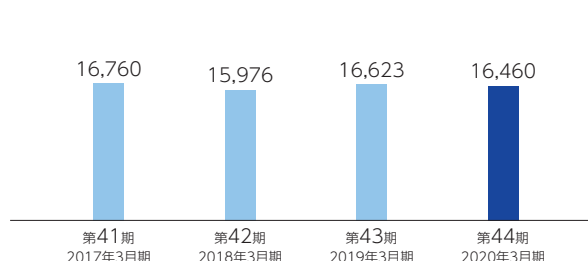
(注) 連結1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行株式数より算出し、連結1株当たり純資産は、連結純資産から非支配株持分を控除した自己資本と、自己株式数を控除した期末発行株式数により算出しています。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

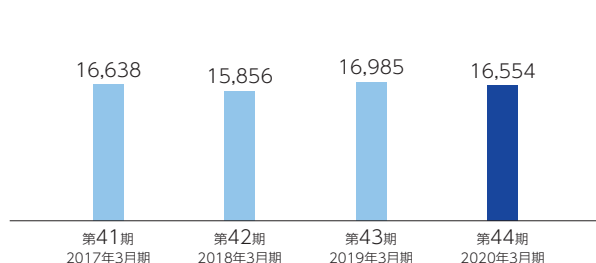
売上高 (単位：百万円)



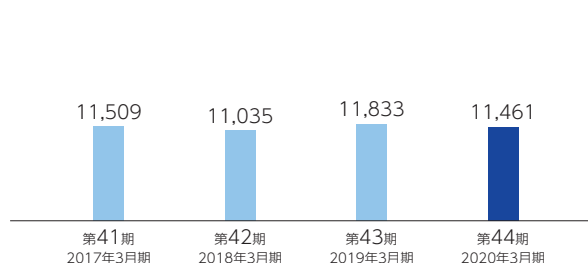
営業利益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



当期純利益 (単位：百万円)



区 分		第41期 2017年3月期	第42期 2018年3月期	第43期 2019年3月期	第44期 2020年3月期
売上高	(百万円)	282,830	295,050	303,681	320,757
営業利益	(百万円)	16,760	15,976	16,623	16,460
経常利益	(百万円)	16,638	15,856	16,985	16,554
当期純利益	(百万円)	11,509	11,035	11,833	11,461
1株当たり当期純利益	(円)	368.69	353.51	379.08	370.94
総資産	(百万円)	915,282	964,012	1,036,483	1,145,730
純資産	(百万円)	154,016	163,511	172,738	179,569
1株当たり純資産	(円)	4,933.80	5,237.98	5,533.58	5,825.46

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行株式数より算出し、1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行株式数より算出しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社リコーであり、同社は2020年3月31日現在において当社の総議決権数の53.66%を保有しております。同社は、オフィスプリンティング分野、オフィスサービス分野、商用印刷分野、産業印刷分野、サーマル分野及びその他分野において、開発、生産、販売、サービス等の事業を展開しています。

同社及び同社の子会社との主な取引は、同社の生産、販売する事務機器等の商品をリース目的のために購入する取引、同社が使用する設備機器等のリース取引、同社からの資金の借入取引及び同社が仕入先に対して支払う買掛債務のファクタリング取引等です。

なお、2020年4月23日付で株式会社リコーが保有する当社の普通株式の一部について、株式会社リコーからみずほリース株式会社へ、6,160,000株の譲渡が実行されました。これにより、当社は株式会社リコー及びみずほリース株式会社それぞれの持分法適用関連会社となりました。

② 親会社等との間の取引に関する事項

- イ. 当該取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項
取引条件につきましては、市場取引における水準を基本とし、合理的な判断にしたがって公正に決定しております。
- ロ. 当該取引が当該株式会社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由
当社は親会社である株式会社リコーの連結対象会社であります。当社が最終的な意思決定を行なっていることから、当該取引が当社の利益を害することはないと当社取締役会は判断しております。
- ハ. 社外取締役を置く株式会社について、ロ. の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合にはその理由
該当事項はありません。

③ 子会社の状況

名称	資本金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
テクノレント株式会社	499百万円	100%	レンタル・計測・校正・機器点検等の受託技術サービス等
東京ビジネスレント株式会社	10百万円	100%	保証業務
R L 御殿場エナジー合同会社	1百万円	100%	発電事業

(注) R L 御殿場エナジー合同会社は、2019年8月に清算終了しております。

（４）対処すべき課題

わが国の経済は、2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の急速拡大により、国内のみならず世界中が深刻な影響を受けており、先行きは不透明な状況が続くものと見込まれます。当社の収益環境も、設備投資の抑制による取扱高の減少や企業倒産の増加懸念により、厳しい状況が続くものと認識しております。

さらに少子高齢化や生産年齢人口割合の低下など人口動態の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化やAI、IoT、5G、フィンテックなどの技術革新の進展により、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化することが予想されます。

こうした環境下、当社グループは、2020年度から始まる3ヵ年の中期経営計画を策定し、「循環創造企業へ」という新ビジョンのもと、事業ドメインを再定義しました。「E：環境循環」、「S：ソーシャル&コミュニティ」、「G：ビジネス&ガバナンス」の3つの事業ドメインにおいて、事業成長戦略を推進し、組織能力強化戦略により事業基盤を強化することで更なる企業価値の向上を目指します。

①中長期ビジョン：循環創造企業へ

「個を中心に据えた経営」で環境・社会・経済における良い循環を創造し豊かな未来への架け橋となる

②中期経営計画の戦略

I. 事業成長戦略

1. ベンダーリースの更なる進化と顧客提供価値の強化

ベンダー支援機能の更なる充実とお客様向けポータル構築による提供価値を強化します。また、資産の更なる優良化のための施策を展開します。

2. 安心・安全・快適な「住まう」、「暮らす」環境の創造

住宅賃貸事業プラス周辺サービスによる地域社会再生への貢献、外部環境に合わせた多様なローンの提供及びヘルスケア&ウェルネス分野のソリューション営業を強化します。

3. 環境循環に根ざしたクリーンな地球環境への貢献

再生可能エネルギー分野へのファイナンス提供と発電事業投資を行い、環境循環・環境負荷低減に資する3R（リデュース、リユース、リサイクル）を進めます。

4. 新たな事業領域の開拓とビジネスモデルの創造

ファイナンス手法の多様化による新分野の開拓、出資先・提携先との協働による新規ビジネスの創出を進めます。また、「E・S・G」にフォーカスした事業投資や海外へのチャレンジに取り組みます。

5. レンタル事業の再構築

リコーグループとの協業によるレンタル事業とICT分野の取り組みを拡大し、新しいレンタルサービスを展開します。

6. アセットに拠らないビジネスの拡大

既存商品での新分野開拓を強化するとともに、社会・お客様の期待や要望に応えるサービスを開発していきます。

7. みずほリースとの提携による事業拡大

既存事業の強化及び新たな事業機会を創出します。

II. 組織能力強化戦略

1. 高品質・高効率化を追求する基幹システム及び業務体制の構築

新基幹システムを構築し、審査・与信機能改革（仕組みとAI活用）を行なうとともに、標準化・自動化による業務効率の推進と品質の改善を進めます。

2. 社員の幸福を会社業績拡大につなげる人財マネジメント

社員の幸福（ハピネス）向上のための施策の展開やダイバーシティ&インクルージョンの継続を推進し、事業成長実現のための人材獲得と育成を行います。

3. ガバナンス強化

企業価値向上のための施策を展開し、内部統制・内部監査の充実を図ります。

III. サステナブル経営の推進

SDGsコミットメントの実行によるCSVの実現を目指します。

連結業績予想は、以下のとおりです。

連結業績予想

	第44期 (2020年3月期) 実績	第45期 (2021年3月期) 予想
売上高	3,322億円	3,304億円
営業利益	170億円	167億円
親会社株主に帰属する当期純利益	118億円	113億円

中期経営計画の財務目標について

新型コロナウイルス感染症の拡大は、国内外を問わず収束の見込みが立っておらず、感染症のさらなる拡大及び経済活動への影響の長期化が懸念されていることから、その影響を捉えきけることは困難な状況です。

そのため、中期経営計画の財務目標については、影響を把握できるまで非公表とさせていただきます。

(注) 上記2021年3月期業績予想は、現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は、様々な要因により異なる場合があることをご承知おください。

（５）主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループの事業及び商品・サービスは以下のとおりです。

① リース・割賦事業（報告セグメント）

事務用機器・情報関連機器、医療機器、産業工作機械・計測器等のファイナンス・リース、オペレーティング・リース及び割賦・クレジット（賃貸取引の満了・中途解約に伴う物件売却等を含む）

② 金融サービス事業（報告セグメント）

法人向け融資・業界特化型融資・住宅ローン・マンションローン等の貸付、請求書発行・売掛金回収等の代行サービス、医療・介護報酬ファクタリングサービス、及び住宅賃貸事業等

③ その他の事業

報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、計測・校正・機器点検等の受託技術サービス、リコーグループ内での融資、ファクタリング、国内キャッシュ・マネジメント・システムの運営、及び太陽光発電施設の運営等

（６）主要な拠点等（2020年３月31日現在）

① 当社の主要な拠点

本社（東京都千代田区）、豊洲事業所（東京都江東区）、北海道支社（札幌市）、東北支社（仙台市）、関東支社（さいたま市）、中部支社（名古屋市）、関西支社（大阪市）、中国支社（広島市）、九州支社（福岡市）

② 子会社

テクノレント株式会社（東京都港区）
東京ビジネスレント株式会社（東京都江東区）

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,042 (60) 名	70 (2) 名

- (注) 1. 当社グループでは、事業セグメントごとの経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業に従事しています。
2. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
899 (39) 名	54 (3) 名	41.0歳 (男43.3歳、女38.4歳)	13.8年 (男15.6年、女11.8年)

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しています。
2. 従業員の性別・年齢別の人員構成は以下のとおりとなっております。

従業員数	男性	女性	合計
20歳代	59名	85名	144名
30歳代	103名	143名	246名
40歳代	154名	164名	318名
50歳代以上	157名	34名	191名
合計	473名	426名	899名

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

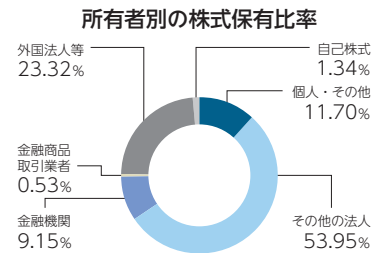
借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	84,677百万円
株式会社みずほ銀行	65,000百万円
三井住友信託銀行株式会社	48,000百万円
株式会社日本政策投資銀行	40,000百万円
信金中央金庫	40,000百万円
農林中央金庫	40,000百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 31,243,223株
- (3) 株主数 32,332名
- (4) 大株主



株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社リコー	16,540	53.66
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR：FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,050	3.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	796	2.58
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND（PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO）	699	2.27
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE FIDELITY FUNDS	549	1.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	442	1.44
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	417	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	333	1.08
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	328	1.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	314	1.02

(注) 1. 当社は、自己株式を418,229株保有しておりますが、上記大株主からは除外しています。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

3 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	瀬川大介	取締役会議長、指名報酬委員会 委員 社長執行役員 株式会社ピーステックラボ 社外取締役
取締役	中村徳晴	常務執行役員 業務統括本部長
取締役	佐野弘純	常務執行役員 営業統括本部長
取締役	川口俊	常務執行役員 本社統括本部長
取締役	佐藤慎二	株式会社リコー 執行役員 経理法務本部 本部長 Ricoh Americas Holdings, Inc.社長
社外取締役	志賀こず江	指名報酬委員会 委員長 白石綜合法律事務所 オフ・カウンセル 川崎汽船株式会社 社外監査役
社外取締役	瀬戸薫	指名報酬委員会 委員 ヤマトホールディングス株式会社 特別顧問 日本電気株式会社 社外取締役
社外取締役	二宮雅也	指名報酬委員会 委員 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 取締役会長 一般財団法人日本民間公益活動連携機構 理事長
社外取締役	荒川正子	指名報酬委員会 委員 株式会社エーエムシーアドバイザーズ 代表取締役 株式会社ジーフット 社外取締役
常勤監査役	石黒一也	テクノレント株式会社 監査役
社外監査役	百武直樹	一般社団法人日本内部監査協会 監事 公益社団法人日本監査役協会 監査実務相談員
社外監査役	徳嶺和彦	弁護士

- (注) 1. 2019年6月19日開催の定時株主総会において、次のとおり異動がありました。
 新任取締役 中村徳晴 川口俊 佐藤慎二 荒川正子 退任取締役 吉川淳 眞鍋求 佐藤邦彦
 2. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ています。
 3. 常勤監査役石黒一也氏は、株式会社リコーにおける財務部門の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当事業年度末日後の2020年4月1日付で、次のとおり取締役及び執行役員の異動がありました。
 <氏名、新職名、旧職名>
 瀬川大介 代表取締役会長 代表取締役 社長執行役員
 中村徳晴 代表取締役 社長執行役員 取締役 常務執行役員
 川口俊 取締役 専務執行役員 取締役 常務執行役員

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	12名 (4名)	185百万円 (31)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	27百万円 (11)
合計	15名	213百万円

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年6月開催の定時株主総会において年額260百万円以内（ただし、うち社外取締役分は年額40百万円以内、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まない。）と決議いただいております。
また、取締役の報酬限度額とは別枠で、同定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象とする株式報酬制度の導入について決議いただいております。当初信託期間（2019年8月15日から2024年8月末日）において、取締役に交付するために必要となる当社株式の取得金額として信託へ拠出する金銭の上限は300百万円であります。

2. 監査役の報酬限度額は、2017年6月開催の定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

3. 上記の取締役の支給額には、取締役賞与引当金61百万円が含まれております。

4. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における取締役に對する株式報酬制度に係る費用計上額12百万円が含まれております。

<取締役の報酬に関する考え方>

1. 報酬の基本方針
当社及び当社グループの企業価値（株主価値）の増大に向けて、中長年に亘って持続的な業績向上を実現することに対する有効なインセンティブとして、取締役報酬を位置付けており、コーポレートガバナンス強化の観点から、以下の方針に基づいて報酬を決定しております。

(1) 取締役に期待される役割、責任に応じた報酬体系を構築する。

(2) 会社業績や企業価値（株主価値）を高め、株主と利害を共有できる報酬とする。

(3) 優秀な人材を登用（採用）・確保できる報酬水準を確保する。

(4) 株主をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たすため、報酬決定のプロセスについて客観性・透明性・妥当性の確保を図る。

2. 報酬体系
取締役報酬は、固定報酬、単年度業績連動賞与（短期インセンティブ）、株式報酬（中長期インセンティブ）で構成されており、総報酬に占める単年度業績連動賞与と株式報酬の合計額の比率は50%程度を目安としております。

① 固定報酬は、取締役の役割と責任の重さに基づき決定しております。

② 単年度業績連動賞与は、当該事業年度の業績向上の取り組みを反映させるという考え方に基づき、当該事業年度の連結営業利益とその達成率により算出し、各取締役の役位や職務遂行状況の結果を加味して決定しております。

③ 株式報酬は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2019年6月開催の第43回定時株主総会の決議により導入することを決定しました。当社が金銭を拠出することにより設定する信託が、当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付される制度です。各取締役に付与されるポイントは、取締役会が定める「株式交付規程」に基づき、役位及び業績目標（連結営業利益等）の達成度等に応じて付与します。

なお、社外取締役の報酬は、適切に監督を行う役割と独立性の観点から、固定報酬のみとしております。

3. 決定手続
取締役報酬決定についての客観性・透明性・妥当性の確保を図ることを目的に、社外取締役を委員長とする、指名報酬委員会を設置しております。同委員会は取締役会の諮問機関として位置づけしており、社外取締役全員と社長執行役員である代表取締役で構成されております。取締役の報酬は、同委員会において、取締役の報酬制度や報酬水準が上記方針に沿ったものであるかを審議し、その結果を踏まえて、取締役会において決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等との兼職状況及び当該他の法人等との関係

氏名	兼職状況	当社と当該他の法人等との関係
志 賀 こず江	白石綜合法律事務所 オフ・カウンセル	特に記載すべき関係はありません。
	川崎汽船株式会社 社外監査役	特に記載すべき関係はありません。
瀬 戸 薫	ヤマトホールディングス株式会社 特別顧問	特に記載すべき関係はありません。
	日本電気株式会社 社外取締役	特に記載すべき関係はありません。
二 宮 雅 也	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 取締役会長	当社との間に営業取引があります。
	一般財団法人日本民間公益活動連携機構 理事長	特に記載すべき関係はありません。
荒 川 正 子	株式会社エーエムシーアドバイザーズ 代表取締役	特に記載すべき関係はありません。
	株式会社ジーフット 社外取締役	特に記載すべき関係はありません。
百 武 直 樹	一般社団法人日本内部監査協会 監事	特に記載すべき関係はありません。
	公益社団法人日本監査役協会 監査実務相談員	特に記載すべき関係はありません。

②当期における主な活動状況

区分	氏名	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言及びその他の活動状況
社外取締役	志 賀 こず江	〔取締役会〕 14回/14回 (100%) 〔(任意)指名報酬委員会〕 12回/12回 (100%)	弁護士としての専門的な知見や他社社外役員としての経験に基づき、議案、審議につき必要または有益な発言、助言を積極的に行っております。また、同氏は任意の指名報酬委員会の委員長を務めており、役員選任及び報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、重要な役割を果たしております。
	瀬 戸 薫	〔取締役会〕 14回/14回 (100%) 〔(任意)指名報酬委員会〕 12回/12回 (100%)	大手運輸会社の経営者としての豊富な経験と知識に基づき、議案、審議につき必要または有益な発言、助言を積極的に行っております。また、同氏は任意の指名報酬委員会の委員を務めており、役員選任及び報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、重要な役割を果たしております。
	二 宮 雅 也	〔取締役会〕 14回/14回 (100%) 〔(任意)指名報酬委員会〕 12回/12回 (100%)	大手保険会社の経営者としての豊富な経験と知識に基づき、議案、審議につき必要または有益な発言、助言を積極的に行っております。また、同氏は任意の指名報酬委員会の委員を務めており、役員選任及び報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、重要な役割を果たしております。
	荒 川 正 子	〔取締役会〕 12回/12回 (100%) 〔(任意)指名報酬委員会〕 10回/10回 (100%)	不動産ビジネスで培った経験と専門性や他社社外役員としての経験に基づき、議案、審議につき必要または有益な発言、助言を積極的に行っております。また、同氏は任意の指名報酬委員会の委員を務めており、役員選任及び報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、重要な役割を果たしております。
社外監査役	百 武 直 樹	〔監査役会〕 19回/19回 (100%) 〔取締役会〕 14回/14回 (100%)	大手食品会社の常勤監査役を務める等豊富な経験と知識に基づき、議案、審議につき必要または有益な発言、助言を積極的に行っております。
	徳 領 和 彦	〔監査役会〕 19回/19回 (100%) 〔取締役会〕 14回/14回 (100%)	弁護士としての専門的な知見や他社社外役員としての経験に基づき、議案、審議につき必要または有益な発言、助言を積極的に行っております。

(注) 荒川正子氏は、2019年6月19日開催の当社第43回定時株主総会において新たに選任されたため、上記取締役会及び指名報酬委員会の開催回数[※]他の社外役員と異なっております。

③責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 監査法人トーマツ

(注) 当社の会計監査人であった有限責任あずさ監査法人は2019年6月19日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	有限責任監査法人トーマツ	有限責任あずさ監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円	—
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	50百万円	2百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債発行に伴うコンフォートレター作成についての対価を支払っております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合に、監査役会は監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、上記のほか、会計監査人による適正な職務の執行が困難であると認められる場合、または監査の信頼性、適正性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容（2019年5月9日開催の取締役会により決議された内容を記載）及び運用状況（の概要）は以下のとおりであります。

「内部統制システムに関する基本方針」

当社は、「私達らしい金融サービスで豊かな未来への架け橋となります」を新たな経営理念とし、変わりゆく社会により貢献し、お客さまそして自己の未来を創造していくことを目指します。事業構造変革に挑戦するとともに、職務の執行が適法、適正、効率的に行われるため、内部統制システムを整備・運用し、その継続的な改善に努めます。

（1）取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役会は、法令・定款が定める事項及び社内規程に定めるリコーリースグループ経営に関わる重要な意思決定事項を審議し決定する。
- ② 取締役及び従業員はリコーリースの経営理念のもと、法令はもとより社会通念及び企業倫理の遵守を業務執行の最重要方針とする。そのため、リコーグループ企業行動規範を遵守し、取締役はこれを率先して周知・浸透させる。さらにこれを全社に徹底するために、コンプライアンス担当責任者を選任し、推進担当部門を定め、教育・啓発を行う。また、コンプライアンスに関する通報・相談窓口の「ホットライン」を設置し、社員に周知を図る。
- ③ 反社会的な活動や勢力に対しては、一切関係をもたないことを、リコーリースグループの基本姿勢とする。とともに、反社会的勢力に係わる被害防止や適切な対応実施のため、社内規程や内部管理体制の整備と警察等社外関連団体との通報・情報収集・連携を図り、組織的な対応体制の整備と強化を推進する。
- ④ 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルールの遵守」、「業務の有効性及び効率性の向上」、「財務報告の高い信頼性の維持」、「資産の保全」のために、内部統制システム及びビジネスプロセスの改善に努める。
- ⑤ 会社情報開示については、情報開示規程により、開示情報の区分、開示手順、開示責任者を定め、開示委員会にて確認・評価することを通じて、情報の正確性、適時性及び網羅性を確保する。
- ⑥ 内部監査部門を設置し、事業の執行状況を法令等の遵守と合理性・効率性の観点から監査し、検討・評価の上、改善に努める。

【運用状況】

- ・ 経営の透明性を高め、取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役を招聘し、取締役会や指名報酬委員会にて、重要な意思決定事項の審議・決定を行いました。
2019年度は取締役会を14回、指名報酬委員会を12回開催しました。
- ・ コンプライアンス担当部門を推進役とし、全役職員に対して「リコーグループ企業行動規範」、及びコンプライアンス関連規程の教育を実施し、周知・浸透を図りました。
- ・ 2020年4月の改正民法施行に合わせ、法令適合を目的に、法務部門を含めた社内横断的なプロジェクトチームを組成し、契約書類や帳票を改訂し、併せてシステムの改修等を実施しました。
- ・ 内部通報制度の「ホットライン」について、社内の電子掲示板等で周知を図り、通報・相談への対応は、関係者の名誉やプライバシーに配慮し、適切に調査し対策を講じています。
社内だけでなく、社外にも通報窓口を設け、通報者が選択可能な体制をとるとともに、通報したことを理由として通報・相談者に不利な取扱いを行うことを禁止しています。
- ・ 反社会的勢力の排除、関係遮断に関する体制整備を進め、取引の未然防止に取り組むとともに、リコーグループ各社と連携した反社会的勢力排除活動を実施しています。
- ・ 情報開示にあたっては、情報開示規程に基づき、開示委員会にて法令等への適合性を確認・評価しています。
- ・ 年度監査計画に基づき、内部統制監査及び業務監査を継続的に実施しています。取締役等に結果を報告し、改善策を講じています。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役が職務執行として行った意思決定に関する記録・稟議書等については、管理責任部門を定め、法令及び社内規程に基づき作成・保存・管理する。また、必要に応じて閲覧可能な状態で保管する。

【運用状況】

- ・ 法令及び取締役会規程に基づき、取締役会事務局が取締役会議事録を作成・保存しており、取締役及び監査役が常時閲覧・視聴できる環境を整備しています。稟議書はデータベースで管理し、必要に応じて閲覧権限を設定しています。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメント規程（リコーグループで定めた規程に準拠）に基づき、損失の危険の発生を未然に防止する。
- ② 万一損失の危険が発生した場合においても、クライシス・インシデント対応標準に基づき、被害（損失）の極小化を図る。
- ③ 損失の危険の管理を網羅的・統括的に管理するために、「リスクマネジメント委員会」を設置し、周知徹底を図る。
- ④ 事業特性上のリスクに対して、社内規程に基づき社長執行役員の諮問機関として下記委員会を設置し、それぞれ総合的に分析・検討し、リスク管理を行う。
 - ・ 高額案件等の信用リスクに関しては「審査委員会」
 - ・ 金利変動等の市場リスクに関しては「ALM委員会」

【運用状況】

- ・ リスクマネジメント規程に基づき、リスクマネジメント委員会を定期的に開催しています。
全社的に管理すべき2019年度の経営リスク（10項目）を定め、リスクアセスメントを実施し、取締役会に報告しています。
BCP（事業継続計画）に関して、地域別及びリコーグループ合同の災害対応訓練を実施しました。
- ・ 2019年度、新たなクライシス・インシデントの発生はありませんでしたが、新型コロナウイルス感染症の対策として、代表取締役を本部長とする対策本部を立ち上げ、社員の安全・健康を第一優先とし、感染症予防策の実施、事業所内に感染者が発生した際の対応策の検討など、BCP対策を実施しました。
- ・ 審査委員会及びALM委員会を定期的に開催し、信用リスク及び市場リスクを分析・検討し、経済環境等、内外の環境変化に対し、経営執行が速やかに対応できるように支援しています。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 経営理念に基づく経営目的を達成するため、取締役会は事業計画を審議・決定し、社長及び各組織長は、決定された事業計画を全社に周知し、展開する。取締役会は、毎月、業績の報告を受け、外部環境の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、確認・指示する体制をとり、効率的かつ有効性のある職務執行を行う。

- ② 執行役員制度を導入しており、事業執行については、各事業執行責任者に権限を委譲することにより、意思決定の迅速化を図り、取締役会は執行役員に委ねた事業執行の監督を行う。また、執行役員等で構成する経営会議を設置し、取締役会から委譲された範囲内でリコーリースグループ最適の観点から、事業執行に関する重要事項の審議及び意思決定を迅速に行える体制をとる。
- ③ 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、各組織の業務分掌及び職務権限に関する規程を制定し、それらを適切に運用する。

【運用状況】

- ・ 当社は、2019年3月の取締役会にて、2019年度の事業計画を決定しました。
取締役会は、毎月、業績の報告を受け、確認・指示をし、中間時（9月）の取締役会にて修正事業計画を決定しました。
また、「循環創造企業へ」をビジョンとし、2020年度から始まる新たな中期経営計画を策定しました。
- ・ 経営会議を49回開催し、事業執行に関する重要事項を審議・決定しました。
- ・ 「業務分掌規程」、「職務権限規程」を適宜変更・修正し、適切に運用しています。

（5）当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役会は、リコーリースグループ全体の経営監督と重要事項の意思決定を行う。その実効性を確保するために関係会社管理規程を定め、統括する機能として主管管理部門を設置し、グループの管理を行う。
- イ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受け、る。
- ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスクマネジメント規程及びクライシス・インシデント対応標準に基づき、子会社を含めたグループ全体の損失の危険の発生に対する未然防止と、損失の危険が発生した場合の被害（損失）極小化を図る。

ハ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、子会社を含めた事業計画を策定し、グループ全体で効率的かつ有効性のある業務執行を行う。
- ・当社は、当社に準じた職務権限規程等、組織や意思決定に関する体制整備を子会社に推進することで、子会社取締役の効率的な職務執行を促す。また、子会社が重要事項を当社に協議・報告する体制を通じて、グループ戦略の一貫性を保ち、グループ全体での業務執行を効率的に行う。

二 子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、子会社の役職員に対して、リコーグループ企業行動規範を周知・浸透させ、法令遵守に関する教育・啓発を行う。
また、コンプライアンスに関する通報・相談窓口の「ホットライン」を設置し、子会社の役職員に周知を図る。
- ・当社は、子会社が、反社会的な活動や勢力に対するリコーリースグループの基本姿勢に則り、体制を整備することを推進する。
- ・当社の内部監査部門は、法令遵守等の観点から、子会社の業務の執行状況に対して定期調査を実施する。

② リコーリースグループはリコーグループとして定められた共通の規則を遵守しつつ、リコーリースグループの独立性が尊重・維持され、利益が損なわれることのないよう、適正に業務を行う。

【運用状況】

- ・当社の子会社は、職務権限規程等を定め、職務執行を効率的に行うとともに、当社の関係会社関連規程に定める事項や、重要な事項を当社に協議・報告しています。
- ・当社及び子会社は、リコーグループのBCP（事業継続計画）に関する訓練に参加し、リコーグループの情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を構築・運用しています。
- ・当社は、子会社を含めた事業計画を策定し、経営会議等で業績の進捗や事業の方向性を確認・検討することを通じて、グループ全体で効率的かつ有効性のある業務執行を行っています。

- ・当社のコンプライアンス担当部門は、子会社の役職員に対するコンプライアンス教育を継続的に実施しています。反社会的勢力に対して、子会社が取引を未然に防止し、リコーグループ各社と連携して活動できる体制整備を推進しています。
- ・内部通報制度の「ホットライン」について、社内の電子掲示板等で子会社役職員に周知を図り、通報・相談への対応は、関係者の名誉やプライバシーに配慮し、子会社と共同で適切に調査し対策を講じています。社内だけでなく、社外にも通報窓口を設け、通報者が選択可能な体制をとるとともに、通報したことを理由として通報・相談者に不利な取扱いを行うことを禁止しています。
- ・当社の内部監査部門は、子会社の監査役と連携し、子会社への定期調査を実施し、取締役等に結果を報告しています。
- ・当社は親会社との関係において、リコーグループ共通の基準（リコーグループスタンダード）に準拠した規程・基準を遵守することで、グループとの整合性を維持しつつ、経営の独立性の観点から、独自の判断基準で事業展開上の意思決定を行っています。

（６）監査役の職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ 取締役は、当該従業員を選任し、監査役の職務の執行を補助する体制をとる。
 - ロ 当該従業員は監査役の職務執行を補助するときは取締役の指揮命令を受けない。また、取締役は、当該従業員の人事評価及び異動については、事前に監査役の意見を聴取し決定する。
 - ハ 取締役は、監査役の当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、監査役の要請に基づき、当該従業員の体制整備に努める。
- ② 監査役への報告に関する事項

当社の取締役及び従業員は、監査役に対して法定の事項に加え次の事項を報告する。

尚、当社は、監査役に報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

 - イ 法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または当社及び子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき、当該事実に関する事項

□ 内部監査及び子会社調査の結果

ハ 当社及び子会社役職員からの内部通報制度による内部通報の状況

ニ その他監査役が報告を求めた事項

③ その他監査役の職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務の執行が実効的に行われることを確保するため、当社の取締役は以下の体制を整備し、当社の従業員はこれに協力する。

イ 監査役が取締役会の他、経営会議やその他の重要な会議に出席すること

□ 監査役が当社及び子会社の役職員から職務執行状況を聴取すること

ハ 監査役が重要な決裁書類等を閲覧すること

ニ 監査役の職務執行により生ずる費用等を当社が負担すること

【運用状況】

- ・ 監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の指揮命令のもと職務執行を補助しています。
当該従業員の体制、取締役からの独立性、及び指示の実効性に関して、監査役、当該従業員のいずれからも特段の指摘はありませんでした。
- ・ 当社の取締役及び従業員は、当社及び子会社に関する監査役への報告を遅滞なく実施しています。
また、監査役に報告をした当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行った事例は、内部通報を含めて認められませんでした。
- ・ 監査役は、内部監査部門と連携し、合同で往査することを通じて、役職員の職務執行や内部監査の状況を把握・確認し、実効性の高い監査を実現しています。
- ・ 監査役は取締役会の他、経営会議、全社執行会議等の重要な会議に出席しました。
当社は、監査役から役職員に対する聴取の要請や、重要な決裁書類等の閲覧の要請に対して、随時応じています。
- ・ 当社は、監査役の職務執行により生ずる費用の処理手続きを速やかに実施しました。

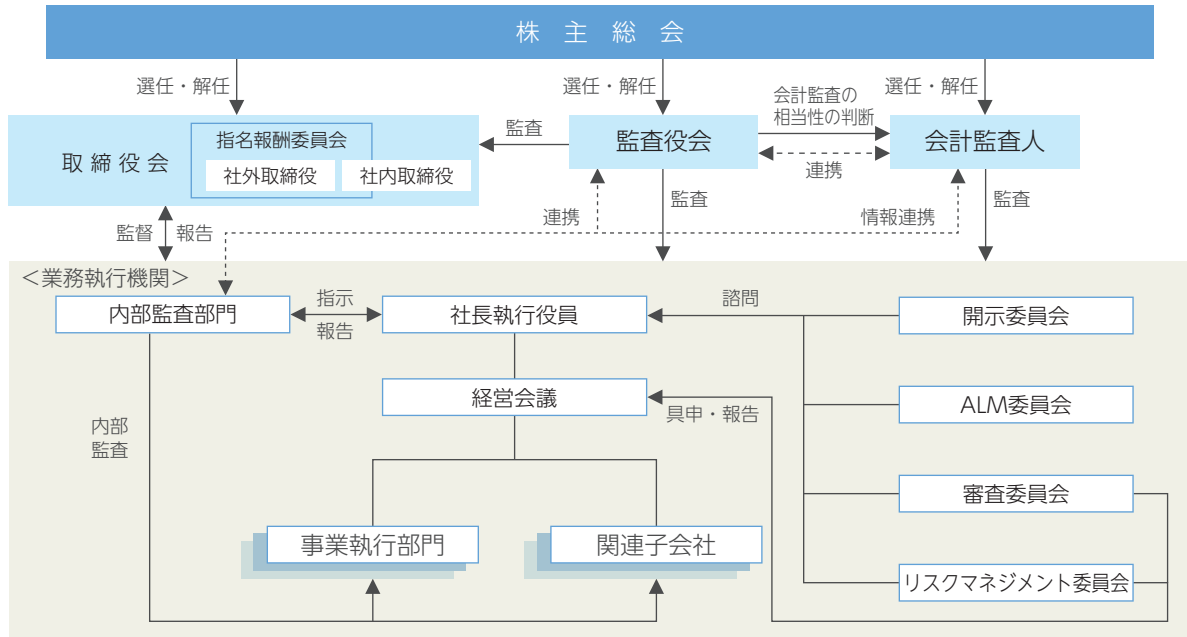
(ご参考)

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、企業倫理と遵法の精神に基づき、経営の透明性を確保しつつ、競争力の強化を目指したコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。また当社グループは、ステークホルダーを顧客、取引先、株主、社員、社会と定め、信頼関係を構築し、これにより、持続的な成長と企業価値の増大を図ってまいります。

リコーリースでは、取締役会及び監査役会を会社経営機関として、経営の透明性、公正性、遵法性を確保したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。また、当社は執行役員制度を導入しており、経営上の意思決定機能と事業執行機能を分離し、事業執行体制の強化を図り、経営の効率性を追求しております。今後も、社会環境・法制度等の変化に応じた仕組みを常に検討し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図り、改善に努める方針であります。

コーポレート・ガバナンスの体制図



連結計算書類

連結貸借対照表 (単位：百万円)

科 目	第44期 2020年 3月31日現在	第43期 (ご参考) 2019年 3月31日現在
資産の部		
流動資産	1,062,396	990,369
現金及び預金	856	2,119
受取手形	8	14
割賦債権	172,148	148,962
未収賃貸債権	35,047	36,238
リース債権	42,400	39,319
リース投資資産	555,134	525,793
営業貸付金	181,683	160,627
その他の営業貸付債権	41,943	49,637
その他の営業資産	5,025	5,037
賃貸料等未収入金	7,823	7,553
前払費用	653	623
未収収益	196	182
未収入金	9,396	6,851
その他	18,978	15,283
貸倒引当金	△8,901	△7,875
固定資産	88,337	50,309
有形固定資産	63,294	39,264
賃貸資産	49,536	34,633
社用資産		
建物	320	92
機械及び装置	8,664	2,659
車両	27	37
器具備品	465	437
土地	0	0
建設仮勘定	4,281	1,405
無形固定資産	2,691	2,385
賃貸資産	752	1,013
その他		
ソフトウェア	1,938	1,370
その他	1	1
投資その他の資産	22,351	8,658
投資有価証券	16,267	5,308
破産更生債権等	785	592
長期前払費用	1,248	605
繰延税金資産	2,821	1,344
その他の投資	2,021	1,347
貸倒引当金	△792	△540
資産合計	1,150,734	1,040,678

科 目	第44期 2020年 3月31日現在	第43期 (ご参考) 2019年 3月31日現在
負債の部		
流動負債	309,291	331,585
支払手形	628	1,212
買掛金	19,647	22,019
短期借入金	10,239	56,292
1年内償還予定の社債	45,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	98,898	104,472
コマーシャル・ペーパー	57,000	40,000
支払引受債務	24,994	32,920
リース債務	9	9
未払金	2,265	2,320
未払法人税等	4,079	2,898
未払費用	574	657
賃貸料等前受金	4,519	4,071
預り金	21,123	17,851
前受収益	27	34
割賦未実現利益	19,222	15,799
賞与引当金	999	969
役員賞与引当金	61	56
固定負債	659,766	534,643
社債	140,000	125,000
長期借入金	468,440	399,438
債権流動化に伴う長期支払債務	40,000	—
リース債務	83	132
退職給付に係る負債	1,056	1,083
受取保証金	9,759	8,886
資産除去債務	363	—
その他	63	102
負債合計	969,058	866,229
純資産の部		
株主資本	181,175	173,665
資本金	7,896	7,896
資本剰余金	10,159	10,160
利益剰余金	164,839	155,657
自己株式	△1,720	△48
その他の包括利益累計額	499	783
その他有価証券評価差額金	711	1,084
繰延ヘッジ損益	61	—
退職給付に係る調整累計額	△273	△300
純資産合計	181,675	174,449
負債・純資産合計	1,150,734	1,040,678

連結損益計算書 (単位：百万円)

科 目	第44期 自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日	第43期（ご参考） 自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日
売上高	332,256	313,957
売上原価	297,073	281,013
売上総利益	35,182	32,943
販売費及び一般管理費	18,164	15,667
営業利益	17,018	17,276
営業外収益	473	284
受取利息及び受取配当金	62	53
投資有価証券売却益	87	30
投資事業組合運用益	295	139
その他	28	60
営業外費用	405	177
支払利息	19	10
支払手数料	76	39
社債発行費	226	115
その他	83	11
経常利益	17,087	17,383
税金等調整前当期純利益	17,087	17,383
法人税、住民税及び事業税	6,583	5,324
法人税等調整額	△1,324	14
当期純利益	11,827	12,045
非支配株主に帰属する当期純利益	0	101
親会社株主に帰属する当期純利益	11,827	11,943

連結株主資本等変動計算書 (単位：百万円)

第44期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日 残高	7,896	10,160	155,657	△48	173,665
当期変動額					
剰余金の配当			△2,635		△2,635
親会社株主に帰属する当期純利益			11,827		11,827
自己株式の取得				△2,042	△2,042
自己株式の処分		△0	△11	371	359
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	9,181	△1,671	7,510
2020年3月31日 残高	7,896	10,159	164,839	△1,720	181,175

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2019年4月1日 残高	1,084	－	△300	783	174,449
当期変動額					
剰余金の配当					△2,635
親会社株主に帰属する当期純利益					11,827
自己株式の取得					△2,042
自己株式の処分					359
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	△373	61	27	△283	△283
当期変動額合計	△373	61	27	△283	7,226
2020年3月31日 残高	711	61	△273	499	181,675

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨) (単位: 百万円)

区 分	第44期 自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日	第43期 (ご参考) 自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー	△79,364	△39,867
投資活動によるキャッシュ・フロー	△21,727	△6,018
財務活動によるキャッシュ・フロー	99,828	45,171
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,263	△714
現金及び現金同等物の期首残高	2,119	2,833
現金及び現金同等物の期末残高	856	2,119

計算書類

貸借対照表 (単位：百万円)

科 目	第44期 2020年3月31日現在	第43期（ご参考） 2019年3月31日現在
資産の部		
流動資産	1,069,080	996,561
現金及び預金	839	2,099
割賦債権	172,148	148,962
未収賃貸債権	35,047	36,238
リース債権	42,400	39,319
リース投資資産	553,073	524,097
営業貸付金	191,904	169,740
その他の営業貸付債権	41,943	49,637
その他の営業資産	5,025	5,037
賃貸料等未収入金	6,695	6,644
前払費用	632	610
未収収益	196	182
未収入金	9,394	6,846
その他	18,661	15,001
貸倒引当金	△8,883	△7,857
固定資産	76,650	39,922
有形固定資産	51,636	29,340
賃貸資産	37,942	24,761
社用資産		
建物	297	65
機械及び装置	8,664	2,659
車両	27	37
器具備品	424	410
建設仮勘定	4,281	1,405
無形固定資産	2,683	2,373
賃貸資産	752	1,013
ソフトウェア	1,931	1,359
その他	0	0
投資その他の資産	22,330	8,209
投資有価証券	16,267	5,308
関係会社株式	603	153
破産更生債権等	785	592
長期前払費用	1,248	605
繰延税金資産	2,243	789
その他	1,974	1,300
貸倒引当金	△792	△540
資産合計	1,145,730	1,036,483

科 目	第44期 2020年3月31日現在	第43期（ご参考） 2019年3月31日現在
負債の部		
流動負債	307,055	329,830
支払手形	628	1,212
買掛金	17,866	20,613
短期借入金	10,239	26,674
関係会社短期借入金	—	29,617
1年内償還予定の社債	45,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	98,898	104,472
コマーシャル・ペーパー	57,000	40,000
支払引受債務	24,994	32,920
リース債務	9	9
未払金	2,251	2,319
未払法人税等	3,967	2,792
未払費用	495	587
賃貸料等前受金	4,372	3,992
預り金	21,117	17,841
前受収益	27	34
割賦未実現利益	19,222	15,799
賞与引当金	904	886
役員賞与引当金	61	56
固定負債	659,105	533,914
社債	140,000	125,000
長期借入金	468,440	399,438
債権流動化に伴う長期支払債務	40,000	—
リース債務	83	132
退職給付引当金	395	354
受取保証金	9,759	8,787
資産除去債務	363	—
その他	63	201
負債合計	966,161	863,745
純資産の部		
株主資本	178,796	171,653
資本金	7,896	7,896
資本剰余金	10,159	10,160
資本準備金	10,159	10,159
その他資本剰余金	—	0
利益剰余金	162,460	153,645
利益準備金	284	284
その他利益剰余金	162,176	153,361
別途積立金	144,045	136,045
繰越利益剰余金	18,131	17,316
自己株式	△1,720	△48
評価・換算差額等	773	1,084
その他有価証券評価差額金	711	1,084
繰延ヘッジ損益	61	—
純資産合計	179,569	172,738
負債・純資産合計	1,145,730	1,036,483

損益計算書 (単位：百万円)

科 目	第44期 自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日	第43期（ご参考） 自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日
売上高	320,757	303,681
売上原価	287,533	272,638
売上総利益	33,223	31,042
販売費及び一般管理費	16,763	14,418
営業利益	16,460	16,623
営業外収益	498	538
受取配当金	62	53
投資有価証券売却益	87	30
投資事業組合運用益	295	139
子会社清算益	—	215
その他	53	98
営業外費用	404	176
支払利息	19	10
支払手数料	76	39
社債発行費	226	115
その他	82	10
経常利益	16,554	16,985
税引前当期純利益	16,554	16,985
法人税、住民税及び事業税	6,382	5,121
法人税等調整額	△1,289	30
当期純利益	11,461	11,833

株主資本等変動計算書 (単位：百万円)

第44期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金	
2019年4月1日 残高	7,896	10,159	0	10,160	284	136,045	17,316	153,645
当期変動額								
別途積立金の積立						8,000	△8,000	－
剰余金の配当							△2,635	△2,635
当期純利益							11,461	11,461
自己株式の取得								
自己株式の処分			△0	△0			△11	△11
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	△0	△0	－	8,000	814	8,814
2020年3月31日 残高	7,896	10,159	－	10,159	284	144,045	18,131	162,460

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日 残高	△48	171,653	1,084	－	1,084	172,738
当期変動額						
別途積立金の積立		－				－
剰余金の配当		△2,635				△2,635
当期純利益		11,461				11,461
自己株式の取得	△2,042	△2,042				△2,042
自己株式の処分	371	359				359
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△373	61	△311	△311
当期変動額合計	△1,671	7,142	△373	61	△311	6,831
2020年3月31日 残高	△1,720	178,796	711	61	773	179,569

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

リコーリース株式会社
取締役会 御中

有限責任 監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東海林	雅人	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木	裕晃	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡辺	規弘	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リコーリース株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リコーリース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

リコーリース株式会社
取締役会 御中

有限責任 監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 東海林 雅人 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 青木 裕晃 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡辺 規弘 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リコーリース株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査標準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席し事業の報告を受けるとともに、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて説明を求め意見を表明しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システム監査役監査実施標準に準拠し、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。
- (2) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

りコーリース株式会社 監査役会

常勤監査役	石 黒	一	也	㊞
社外監査役	百 武	直	樹	㊞
社外監査役	徳 嶺	和	彦	㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

開催日時

2020年6月24日（水曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

会場

ホテル雅叙園東京 3階「シリウス」

東京都目黒区下目黒 1 丁目 8 番 1 号

電話 03-3491-4111（大代表）

ホテル雅叙園東京
3階「シリウス」



交通のご案内

JR 山手線西口

東急目黒線・地下鉄（東京メトロ南北線・都営三田線）

目黒駅より徒歩5分



◎当日、当社の役員及び係員はノーネクタイの「クールビズ」にてご対応させていただきます。

「新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ」

ご来場の株主様は、ご自身の体調を確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
また、今後、本株主総会における感染防止への対応について株主様にお知らせする場合は、下記ウェブサイトに掲載いたしますので、適宜ご確認いただきますようお願い申し上げます。

<https://www.r-lease.co.jp/ir/stock/shmeeting.html>



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。